

表

第	号	
身 分 証 明 書		
住 所		
職名及び氏名		
上記の者は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 (第 9 条 第32条第 4 項 (第37条第 2 項において準用する場合を含む。)) において準用する土地収用 法第94条第 6 項において準用する同法第65条第 1 項第 3 号の規定に基づいて 下記のものを実地に調査する者であることを証明する。		
記		
所	在	
土地又は物件		
年	月	日
収 用 委 員 会		印

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（抜粋）

第9条 第4条各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第2章並びに第91条及び第94条の規定を準用する。この場合において、同法第11条第1項、第3項及び第4項、第14条第1項及び第3項、第15条第1項、第91条第1項並びに第94条第1項及び第2項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第91条第1項中「第11条第3項、第14条又は第35条第1項」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する第11条第3項又は第14条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」と、同法第94条第1項中「前3条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する第91条」と、「損失を受けた者（前条第1項に規定する工事をするを必要とする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「損失を受けた者」と、同条第6項中「起業者である者」とあるのは「事業者である者」と、同条第7項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

第32条 認可事業者は、前条の規定による物件の引渡し等により同条第1項の物件に関し権利を有する者が通常受ける損失を補償しなければならない。

- 2 前項の規定による損失の補償は、認可事業者と損失を受けた者とが協議して定めなければならない。
- 4 第2項の規定による協議が成立しないときは、土地収用法第94条第2項から第12項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項中「起業者」とあるのは「認可事業者」と、同条第6項中「起業者である者」とあるのは「認可事業者である者」と、同条第7項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

第37条 第32条第1項に規定する損失のほか、第25条の規定による権利の行使の制限によって具体的な損失が生じたときは、当該損失を受けた者は、第21条第1項の規定による告示の日から1年以内に限り、認可事業者に対し、その損失の補償を請求することができる。

- 2 前項の規定による損失の補償については、第32条第2項、第4項及び第5項の規定を準用する。

土地収用法（抜粋）

第94条

6 第50条及び第5章第2節（第63条第1項を除く。）の規定は、収用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。

第60条の2 収用委員会は、必要があると認めるときは、審理又は調査に関する事務（裁決及び決定を除く。）の一部を委員に委任することができる。

- 2 収用委員会又は前項の規定により委任を受けた委員（以下「指名委員」という。）は、必要があると認めるときは、第65条第1項第3号に規定する事務を、収用委員会の事務を整理する職員に行なわせることができる。

第65条 収用委員会は、第63条第4項の規定による申立てが相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

三 現地について土地又は物件を調査すること。

- 3 第60条の2の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を実地に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならない。

備考 不要の部分は消すこと。